給与所得者等再生による再生手続開始

平成２４年（再ロ）第１２号

福岡市早良区室住団地58番104号

再生債務者　御厨　弘子

1　決定年月日時　平成24年11月14日午後４時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成24年12月12日まで

4　一般異議申述期間　平成24年12月19日から平成24年12月26日まで

福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（再ロ）第１３号

福岡市早良区室住団地58番104号

再生債務者　御厨　榮春

1　決定年月日時　平成24年11月14日午後４時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成24年12月12日まで

4　一般異議申述期間　平成24年12月19日から平成24年12月26日まで

福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（再ロ）第７号

新潟市東区東中島２丁目２番３号　アスティオン東中島303号

再生債務者　中村　孝子

1　決定年月日時　平成24年11月19日午後３時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成24年12月17日まで

4　一般異議申述期間　平成25年１月４日から平成25年１月21日まで

新潟地方裁判所民事部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２４年（再ロ）第５号

金沢市吉原町リ200番地８

再生債務者　黒川　権治

1　意見聴取に付する再生計画案　平成24年11月８日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成24年12月17日まで

平成24年11月19日　金沢地方裁判所

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２４年（再ロ）第３号

新潟市中央区女池４丁目21番１号　グランピア女池601号

再生債務者　金井眞太郎

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成24年11月13日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成24年11月19日　新潟地方裁判所民事部

平成２４年（再ロ）第１号

山形県鶴岡市黒川字三礎林457番地３

再生債務者　佐藤　豊

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成24年11月15日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成24年11月19日　山形地方裁判所鶴岡支部

平成２４年（再ロ）第４９号

福岡県糸島市波多江駅南１丁目１番１－408号、開始決定時の住所大阪府吹田市清和園町10－８サンセジュール201号室

再生債務者　池田　良樹

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成24年11月15日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成24年11月19日

大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（再ロ）第３号

香川県高松市藤塚町３丁目３番１号

再生債務者　鈴江　康宏

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成24年11月15日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成24年11月19日

高松地方裁判所破産・再生係

平成２４年（再ロ）第４号

香川県高松市藤塚町３丁目３番１号

再生債務者　鈴江　秀子

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成24年11月15日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成24年11月19日

高松地方裁判所破産・再生係

給与所得者等再生による再生計画取消

平成２１年（再ロ）第４０号

大阪市阿倍野区王子町１丁目２番19号

再生債務者　吉田　明彦

1　主文　本件再生計画を取り消す。

2　理由の要旨　平成21年11月17日に認可した再生計画には、民事再生法に定める事由がある。

平成24年11月14日

大阪地方裁判所第６民事部

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告いたします。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十四年六月二十八日

掲載頁　一一八頁（号外第一四一号）

（乙）計算書類の公告義務はありません。

平成二十四年十一月二十八日

東京都墨田区石原一丁目五番四号

（甲）株式会社ユービ

代表取締役　小須田　学

東京都江東区住吉一丁目一四番一二号一〇一

（乙）匠工房有限会社

取締役　小須田　学

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十四年五月九日

掲載頁　六十頁（号外第一〇二号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十四年五月九日

掲載頁　六十頁（号外第一〇二号）

平成二十四年十一月二十八日

東京都千代田区丸の内一丁目一一番一号パシフィックセンチュリープレイス丸の内三〇階

（甲）ＧＣＡホールディングス株式会社

代表取締役　中村　正吾

東京都千代田区丸の内一丁目一一番一号パシフィックセンチュリープレイス丸の内三〇階

（乙）ＧＣＡサヴィアン株式会社

代表取締役　加藤　裕康

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十四年五月九日

掲載頁　六十頁（号外第一〇二号）

平成二十四年十一月二十八日

東京都千代田区丸の内一丁目一一番一号パシフィックセンチュリープレイス丸の内三〇階

（甲）ＧＣＡサヴィアングループ株式会社

代表取締役　渡辺　章博

東京都千代田区丸の内一丁目一一番一号パシフィックセンチュリープレイス丸の内三〇階

（乙）ＧＣＡホールディングス株式会社

代表取締役　中村　正吾

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（乙）掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　平成二十四年十一月十九日

掲載頁　六頁

平成二十四年十一月二十八日

東京都千代田区麴町二丁目一四番地二

（甲）Ｗａｌｂｒｏ　Ｊａｐａｎ　Ｈｏｌｄｉｎｇｓ合同会社

代表社員　ＷＥＭ　Ｈｏｌｄｉｎｇｓ合同会社

職務執行者　後藤　幸男

東京都港区海岸一丁目一五番一号

（乙）日本ウォルブロー株式会社

代表取締役　後藤　幸男